

## 年次有給休暇の取得状況

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
平均取得日数	8.6日	9.6日	10.3日	10.3日	11.1日
平均取得率*	45.1%	50.8%	55.1%	54.9%	60.6%

※ 平均取得率=平均取得日数/平均付与日数

## 主な休暇・休業制度

### ■ 主な休暇・休業制度/ワーク・ライフ・バランスと次世代育成支援策

ストック休暇	付与から2年が経過し失効する年次有給休暇を、最大で50日まで積立保存。本人および配偶者の療養や、家族の看護、不妊治療、子の通学学校等が感染症流行や自然災害発生などにより休校となった場合、不慮の災害の復旧などの際に利用が可能
育児休業	最長で子どもが2歳到達までの間、連続した期間の休業が可能。育児休業のうち最初の5日は有給扱い。それ以降の期間は会社から給与の10%(最長2歳まで)と、トッパングループ福祉会から月額30,000円を支給。復職後子どもが小学校4年修了までの間、1日最大2時間の勤務短縮(変形労働時間制可)も可能。育児関連費の補助や育児関連情報の提供・相談窓口を設置
出産退職社員の再雇用	勤続3年以上で出産を理由に退職する社員を対象に、子どもが小学校に入学する年の5月1日までの期間、再雇用を保証
介護休業	介護家族1名につき、連続1年、通算でも1年間の休業や、1日につき2時間の勤務短縮や時差出勤などが3年間可能。その他介護休業援助金(トッパングループ福祉会から月額30,000円)の支給、介護関連情報の提供や外部相談窓口との契約
子の看護休暇	子どもの人数にかかわらず、年間10日の休暇取得が可能(半日単位の取得も可、5日は有給かつ1時間単位の取得も可)
ボランティア休務	社会貢献活動を目的として、原則1年以内の休務が可能。期間中はボランティア休務手当を支給
時差出勤	妊娠をしている間は、通勤時の負担を軽減するため1時間、子どもが小学校4年修了までの間は、育児を理由として2時間、それぞれ就業時間を繰り上げるあるいは繰り下げることが可能
家族手当	子どもが20歳到達後の最初の4月1日まで、1名につき月額20,000円を支給(人数の上限なし)
ベビーシッター利用料の一部補助	トッパングループ福祉会にて、年間90日まで、費用の50%(日額上限5,000円)を支給
保活コンシェルジュ	育児休業からのスムーズな復職支援の一環として、保育所探しのノウハウなどを専門家から提供する
その他制度	トッパングループ健康保険組合にて、出産育児一時金の支給、育児誌の贈呈、こころとからだの健康相談窓口を開設

## 産前産後・育児休業の取得状況

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産前産後休業取得者数	85名	105名	111名	79名	93名
育児休業取得者数*	295名 (160名)	300名 (173名)	334名 (160名)	363名 (197名)	342名 (155名) <input checked="" type="checkbox"/>

※ ( ) 内は育児休業取得者のうちの男性の人数

## 仕事と介護の両立支援セミナー

2016年度より、在京事業所において、社員向け「仕事と介護の両立支援セミナー」を開催しています。本セミナーでは、法人契約を結んでいる専門相談窓口から講師を招き、一般的な介護に関する知識から、仕事と介護の両立のポイントまでを説明いただくとともに、会社から、介護休業や介護勤務短縮など制度の説明、介護に関する情報提供ホームページの紹介などを行っています。2018年度は関西、2019年度は中部、九州の事業所で実施するなど、実施事業所の拡充を進めており、今後も介護に対する社員の不安をやわらげ、安心して仕事に取り組める環境の整備を図ります。

